

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新宮市

2 構造改革特別区域の名称

「新宮市安全で安心な給食特区」

3 構造改革特別区域の範囲

新宮市の一部（丹鶴地域）

4 構造改革特別区域の特性

新宮市は、道路、鉄道において大阪や名古屋の中間となる紀伊半島東南部に位置し、熊野川を隔て三重県及び奈良県に接した山と海に囲まれ、平成 16 年 7 月には「紀伊山地の霊場と参詣道」として熊野速玉大社や神倉山、高野坂に加え、大雲取や小雲取の熊野川町域の熊野古道、さらに熊野川も世界遺産に登録された自然豊かな地域である。翌年の平成 17 年 10 月に旧「新宮市」と旧「熊野川町」が合併し現在の新宮市が誕生した。

総面積は 255.43 ㎡、約 92 %は山林で占められており、海岸沿いの都市部と過疎地域の山間部で構成されている。

近年の経済不況のあおりを受け、製材業の衰退や製紙工場の閉鎖等による人口の社会減と高齢化率 30 %超と少子化に伴う自然減により、平成 25 年 12 月末現在 31,398 人、世帯数は 15,717 戸と、合併時と比較して 2,600 人余りが減少している。

また本市は、太平洋沿岸に位置するため、南海トラフ巨大地震等の自然災害で甚大な被害が予想されている。今回、特区申請をする大浜保育所は海岸沿いに立地しており、南海トラフ巨大地震津波浸水想定公表を受け、園児の安全確保と保護者の安心を図るため、海拔の高い市街地にある旧丹鶴小学校跡に仮移転したところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

核家族化や就労形態が多様化する中で、価値観についても多様化し保育サービスへの要求は高まる傾向にある。

厳しい財政状況の中、食育も含め多様な保育ニーズに対応するため、調理員の適正配置、給食材料の一元購入、調理業務の効率向上等の合理化を図り、軽減された財源を、食育も含め多様な保育サービスや子育て支援策に充てることを可能にするため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の活用を希望するものである。

なお、一元購入により地元の食材が仕入れやすくなり、安全・安心な食材を提供することにより食育の推進を図ることが可能となり、その効果も大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

大浜保育所の給食に関しては、熊野地保育所で調理を行い、大浜保育所に搬入するものであり、この事業を実施することにより、次のとおり目標を設定し推進を図る。

- ① 給食の外部搬入をすることにより、保育所運営の効率化を図る。
- ② 安全かつ質の高い給食を安定的に提供する。
- ③ 児童の発育・発達段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童への対応等、給食に関し多様なニーズに対応する。
- ④ 乳幼児期から発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための自己管理能力を育むなど、食育を推進する。
- ⑤ 業務の集約などにより省資源・省エネルギーに努めるとともに、生ごみの減量化及び再資源化への対応に努める。
- ⑥ 地元食材の調達に努め、地域の活性化と食を通じての地域の農産物等への理解を深める。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 効率的運営及び経費の削減
現在2保育所の給食は4人体制で運営しているが、給食の外部搬入方式をとることにより、栄養士1名、調理師2名の体制に集約でき、職員の適正配置と効率的運営が図られる。また、2保育所の献立が統一されることにより、発注量が増え経費の削減が図られる。効率的運営及び経費の削減を図ることで、他の保育サービスの充実が図られ児童福祉の向上にもつながる。
- ② 地産地消の推進
地元から食材調達を行うことで、地産地消を実践し、地域経済の活性化に貢献できる。

8 特定事業の名称

920 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

- ・調理員の合理的配置による経費削減により、その財源を子育て支援事業の拡充に充てる。
- ・積極的に地元食材を取り入れ、食育の推進や地産地消の安心、安全な給食提供を行う。

別 紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新宮市立大浜保育所

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

新宮市立大浜保育所で行っている調理業務を、新宮市立熊野地保育所からの外部搬入方式に変更する。

両施設の距離は約900mで、配送にかかる所要時間は約5分である。

対象となる園児は現在57名で、11時10分に熊野地保育所から車にて配送し、到着後直ちに昼食とする。

熊野地保育所は大浜保育所分の給食調理に必要な調理機能を有している。

搬出元保育所「熊野地保育所調理室設備の状況」

| | |
|--------|--|
| 面積 | 37.09㎡ |
| 職員配置数 | 栄養士1人 調理師2人 |
| 調理能力 | 110食 |
| 調理器具一覧 | 冷蔵冷凍庫・食器消毒乾燥保管庫・保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫・調理台・炊飯器 3層シンク・1層シンク |

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施に当たっては、「保育所における給食の提供ガイドライン」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入実施に当たっての留意事項を遵守する。
- (2) 外部搬入により給食を提供される児童の献立は栄養士が作成し、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について配慮する。特に3歳未満児については、発育や離乳食の時期に応じて提供する。
また、体調不良児等への対応については、保護者との連絡体制の強化などにより対応し、アレルギー児については、事前に保護者から聞き取りを行い保護者・栄

養士・職員の連携により適切に対応する。

- (3) 調理方式は、新宮市立熊野地保育所調理室から約5分という条件の下、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーバ方式で行う。配送は、密閉できる専用コンテナに収容し専用運搬車を準備し、衛生管理の下で配膳を行う。使用したコンテナや食缶はすぐに回収し、熊野地保育所調理室において十分な消毒後、厳重に保管する。運搬車両の衛生管理についても十分な管理を行う。
- 調理室は、衛生管理の下で調理が行われており、食材の適正管理、調理員の研修、健康管理も怠りなく、保健所の指導・助言に従い適正に運用する。
- (4) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を遵守する。
- (5) 大浜保育所には調理室があり、加熱設備としてオーブン、保存設備として冷蔵冷凍庫等、食器保管庫とともに各種調理器具が揃っているため、再加熱や冷蔵・冷凍が可能である。

搬入先保育所「大浜保育所調理室設備の状況」

| | |
|--------|---|
| 調理室面積 | 84.82㎡ |
| 職員配置数 | 栄養士1人 調理師1人 |
| 調理器具一覧 | 冷蔵冷凍庫・食器消毒乾燥保管庫・保存食用冷凍庫 まな板包丁消毒保管庫・調理台・オーブン・炊飯器 2層シンク |

<給食配送スケジュール>

午前 8時30分 調理開始
午前 11時10分 調理完了・搬送開始
午前 11時20分 大浜保育所到着
午前 11時25分 給食開始
午後 0時50分 回収開始
午後 0時55分 熊野地保育所到着
午後 1時00分 洗浄・清掃